

Q1：文書配布に関する苦情等はこれまで区を通していた部分があるが、ポスティングに変わることによって窓口や対応はどうなるのか。

A：ポスティングによって（これまでと違い組長・班長は介さずに）直接各戸へ配布するので、ご意見・要望・苦情等は受託業者と市で受け対応するため、ポスティングされる広報紙等に関して区が窓口となっていていただく必要はありません。

Q2：配布にあたっての名簿等はどうするのか。

A：ポスティングのため、空き家など以外はすべて投函するので、住戸を対象にした全体的な名簿は不要です。ただし、以下 Q3・Q4 のとおり、空き家、配布を希望しない世帯があるため、これらに対応するための台帳を随時整備しながら運用します。

Q3：空き家の把握はどうするのか。

A：明確に外形上空き家と判断されるところには配布しません。また、現在都市計画課で、空き家をより詳細に把握するため、外部業者に委託し空き家の状況を住宅地図に落とし込む台帳整備を予定しています。この台帳をポスティングの際に受託業者と情報共有し、活用することを考えています。また、ポスティングによって新たに空き家が把握されることは、むしろ市（都市計画課）としても情報を随時にキャッチできる機会となり、空き家対策を進めるうえで役立つものと考えられます。

Q4：配布物を希望しない世帯もあるが、その対応はどうするのか。

A：配達員が訪問した際、あるいは市への電話連絡などにより、そうした希望を随時受け付けます。空き家の把握と合わせて、これらの情報を集約した台帳を随時更新し、対応します。

Q5：区から事業所・店舗にも広報を配っている場合があるが、どうするのか。

A：広報は住民へのお知らせを目的に、市内の世帯数を元に発行しているので、原則住戸を対象として配布します。また、ポスティングでは個別の事業所のみを対象として配布することはできないため、住居兼事業所を除き事業所への配布は行いません。なお、広報は市庁舎に配置しているほか、公式ホームページやスマートフォン向けアプリでバックナンバーを含め、全てデータを公開しておりますので、常時閲覧することが可能となっています。

Q6：転入・転居の情報はどのように把握するのか。

A：住戸の転居による空き家に対しては、Q3 のとおり、都市計画課の調査による台帳データのほか、配達員の訪問時の確認等により随時、把握します。新築により新たに転入されてきた場合でも、外形上既に住まわれていることが確認できれば、一様にポスティング配布します。また、アパートマンション等の集合住宅は、各部屋のポストの状況などから明らかに転居されていることが確認できれば、随時対応します。転入・転居情報を即時に把握し、正確・完璧に配布に反映することは難しいと考えますが、このように臨機応変に対応を図ります。

Q7：市からの配布（回覧）物だけではなく、個別に学校や他の官庁、業者などから依頼されることもあるが、どうしたらよいか。

A：市役所以外の学校や他の官庁、業者からは、個別に依頼者と区長が協議されたうえで区の判断として実施されて構いません。現状でも業者等から配布（回覧）の依頼があった場合には個別に区長に許可を得るよう指導しています。

Q8：回覧板はどうなるのか。

A：現在は新型コロナウイルスの影響に伴い、市からの回覧板によるお知らせは中止しており、これまで回覧としていた市からののお知らせは、広報なかのへの記事掲載や各戸への全戸配布（または地区限定の全戸配布）に切り替えて対応していますが、回覧板の仕組み自体は継続します。市からの配送回数については、現在の月2回（原則毎月5日と20日）から月1回にする予定です。なお、各区で独自に行っている回覧については、各区の判断により対応をお願いします。

Q9：これまでの全戸配布が、区民の見守りや声かけ等の側面も持っているが。

A：ポスティングの定期的な配布・訪問により、空き家の確認、住民への声かけ、また異変を発見した場合の速やかな市への報告など、業務の一環としてこれらの側面を持たせることが可能であると考えています。また、Q8のとおり回覧板は引き続き残りますので、これまでどおり区民のコミュニティ維持にご活用ください。

Q10：組・班の戸数報告はどうなるのか。

A：市内一円を対象とした全戸配布はポスティングにより対応することとなります。しかし、各種募金等の依頼で取りまとめが必要な全戸配布数や、地区限定の全戸配布数はポスティングでは把握できませんので、これまでどおり各区を通じた仕組みを継続する必要があります。よって、組・班の戸数報告はこれまでどおり必要になります。また、区としても、防災活動等の面からも、組・班の戸数の把握は必要と思われます。

Q11：文書配布事務委託料はどうなるのか。

A：市内一円を対象とした全戸配布がポスティングに移行することにより、各区へ委託している文書配布事務の事務量（主に組長・班長の負担）が大幅に減りますので、各区へお支払いしている文書配布事務委託料も相応に減額となります。

ただし、Q10の回答のとおり、各種募金等の依頼で取りまとめが必要な全戸配布や、地区限定の全戸配布等はポスティングでは対応できませんので、これまでどおり各区を通じた仕組みを継続する必要があります。これらに係る文書配布事務委託料は引き続き各区へお支払いをします。

Q12：緑の羽根や複十字シール募金の依頼、県民交通災害共済の加入申込など、配るだけでなく取りまとめが必要な場合はどうなるのか。

A：Q10の回答とも重複しますが、各種募金等の依頼で取りまとめが必要な全戸配布や、地区限定の全戸配布等はポスティングでは対応できませんので、これまでどおり各区を通じた仕組みを継続する必要があります。引き続き、ご協力をお願いします。

Q13：導入にあたってのスケジュールはどうなるのか。（文書配布委託費の減額等、区の予算編成にも関わるので、時間的余裕が欲しい。）

A：ポスティングの導入にあたっては、区への文書配布委託費が減額となるほか、Q3で挙げた都市計画課による空き家台帳データの整備に一定期間を要するため、令和4年度からの移行を予定しています。（区長会への事業提案は既に令和2年度以前より提案させていただいています。）

Q14：広報紙以外にはどれくらいポスティングに移行するのか（配布物の種類がどれだけ減って具体的にどれくらい組長・班長の負担軽減になるのか。）

A：これまで全戸配布・回覧によりお知らせしていたもののうち、Q10の回答のとおりポスティングには適さないものもありますが、広報紙に同梱できるものは原則同梱とするほか、広報へ記事掲載するなど、市からのお知らせに関しては基本的にポスティングに集約化を図ります。近年の全戸配布・回覧物の実績から算出した場合、8割の配布物が減る（ポスティングに移行する）見込みです。

また、「配布物の種類がどれだけ減るか」ということだけではなく、ポスティングを導入することにより、配布作業の都度ごとに費やされていた組長・班長の実働時間・手間といった可視化されない労務についても、配布の回数を基に試算すると7～8割削減されるため、役員さんの負担軽減の効果は大きいと考えられます。

Q15：市から配布される文書がポスティングに移行して減るといいますが、学校や他の公共機関などからの配りものもあるので、どれが市から配布されているものなのかわからない。

A：市からの配布物は毎回必ず区長あてに一式送っているほか、市の HP で配布日ごとの配布物一覧を掲載しています。（そこでお知らせしているもののみが市から配布しているものです。）

Q16：実際に切り替えて、受託業者がうまくできるかどうかわからない。一回試験をさせてみてはどうか。

A：業務委託契約の性質上、試験的な委託というのは馴染まないため、想定していません。また、仮に一時的にポスティングを行った後に現状の配布方法に戻した場合、実際に配布を担う組長・班長役員の方々の混乱と負担増となってしまうことが容易に想定されるため、こうした観点からもみだりに配布方法を切り替えたり戻したりすることは望ましくないと考えます。

また、人員の手配等受託者の準備が必要な委託契約の場合、4月からの契約・業務開始に先立ち、準備行為を行うことも可能であるため、受託業者と入念に確認・調整を行っていく予定です。

ポスティング自体は一般的な広告宣伝手法として、民間のみならず公共団体でも広く行われているものです。したがってポスティングそのものが受託者にとって履行が著しく困難なものとは考えられませんので、試験的实施といった方法はとらずに、予定どおり令和4年度からの切り替えを行う方針です。